第二　膜面の構造

構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料等に張力を導入して平面又は曲面の形状を保持することができるもの（袋状にした膜構造用フィルムの内部の空気圧を高めることにより、当該膜構造用フィルムに張力を導入して平面又は曲面の形状を保持することができるものを含む。）とし、当該膜面に変形が生じた場合であっても、当該膜面を定着させる部分以外の部分と接触させてはならない。ただし、接触に対して有効な膜面の摩損防止のための措置を施した場合にあっては、当該膜面を定着させる部分以外の部分を膜面に接触させることができる。

2　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

一・二　（略）

三　厚さの基準値は、〇・五ミリメートル以上とすること。

四　単位質量の基準値は、一平方メートルにつき五百五十グラム（合成繊維糸による基布とした膜材料にあっては、五百グラム）以上であること。

五　（略）

六　布目曲がり（膜材料のたて糸と平行な端部に直交する二直線によって膜材料のよこ糸を挟みこんだときの当該二直線の距離を膜材料の幅で除した数値をいう。）の基準値は、十パーセント以内であること。

七　コーティング材の密着強さの基準値は、膜材料の引張強さの一パーセント以上、かつ、幅一センチメートルにつき十ニュートン以上であること。

八　引張強さの基準値は、幅一センチメートルにつき二百ニュートン以上であること。

九　伸び率の基準値は、三十五パーセント以下であること。

十　引裂強さの基準値は、百ニュートン以上、かつ、引張強さに一センチメートルを乗じて得た数値の十五パーセント以上であること。

十一　引張クリープによる伸び率の基準値は、十五パーセント（合成繊維糸による基布とした膜材料にあっては、二十五パーセント）以下であること。

十二　構造耐力上主要な部分で特に変質又は摩損のおそれのあるものについては、変質若しくは摩損しにくい膜材料又は変質若しくは摩損防止のための措置をした膜材料とすること。

3　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜構造用フィルムは、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

一　きず、はがれ、摩損その他の耐力上の欠点のないものとすること。

二　膜構造用フィルムは、エチレン―四ふっ化エチレン共重合樹脂フィルムとすること。

三　厚さの基準値は、〇・一ミリメートル以上とすること。

四　単位質量の基準値は、一平方メートルにつき百七十五グラム以上であること。

五　引張強さの基準値は、一平方ミリメートルにつき四十ニュートン以上であること。

六　伸び率の基準値は、三百パーセント以上であること。

七　引裂強さの基準値は、厚さ一ミリメートルにつき百六十ニュートン以上、かつ、引張強さに十ミリメートルを乗じて得た数値の十五パーセント以上であること。

八　引張クリープによる伸び率の基準値は、十五パーセント以下であること。

九　構造耐力上主要な部分で特に変質又は摩損のおそれのあるものについては、変質若しくは摩損しにくい膜構造用フィルム又は変質若しくは摩損防止のための措置をした膜構造用フィルムとすること。

第二　膜面の構造

構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料に張力を導入して平面又は曲面の形状を保持することができるものとし、当該膜面に変形が生じた場合であっても、当該膜面を定着させる部分以外の部分と接触させてはならない。ただし、接触に対して有効な膜面の摩損防止のための措置を施した場合にあっては、当該膜面を定着させる部分以外の部分を膜面に接触させることができる。

2　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

一・二　（略）

三　厚さは、〇・五ミリメートル以上とすること。

四　質量は、一平方メートルにつき五百五十グラム（合成繊維糸による基布とした膜材料にあっては、五百グラム）以上であること。

五　（略）

六　布目曲がり（膜材料のたて糸と平行な端部に直交する二直線によって膜材料のよこ糸を挟みこんだときの当該二直線の距離を膜材料の幅で除した数値をいう。）は、十パーセント以内であること。

七　コーティング材の密着強さは、膜材料の引張強さの一パーセント以上、かつ、幅一センチメートルにつき十ニュートン以上であること。

八　引張強さは、幅一センチメートルにつき二百ニュートン以上であること。

九　破断伸び率は、三十五パーセント以下であること。

十　引裂強さは、百ニュートン以上、かつ、引張強さに一センチメートルを乗じて得た数値の十五パーセント以上であること。

十一　引張クリープによる伸び率は、十五パーセント（合成繊維糸による基布とした膜材料にあっては、二十五パーセント）以下であること。

十二　構造耐力上主要な部分で屋外に面するものについては、紫外線又は降雨等による変質若しくは繰返し荷重等による摩損を生じにくい膜材料とすること。

（新設）